


環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局: 気候変動対策認証センター) 御中

平成23年8月17日

オフセット・クレジット(J-VER)プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名¹				
置賜森林ペレット使用による J-VER プロジェクト				
【依頼者】プロジェクト代表事業者				
事業者名(フリガナ)	置賜ウッドエネルギー組合 (オキタマウッドエナジークミアイ)			
住所	山形県西置賜郡小国町大字杉沢 1 9 1			
代表者氏名	鈴木 良則	代表者役職		組合長
担当者氏名	高橋 睦人	担当者 所属部署・役職		事務局 事務局長
担当者 E-mail	dignen@purple.plala.or.jp	担当者電話番号	0238-62-2903	
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者				
プロジェクト事業者名	山形県置賜地域内の一般家庭、公共施設、事業所			
プロジェクト参加者名	小国グリーンエネルギー合同会社 中津川バイオマス株式会社 東南電気工事株式会社			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者				
事業者名(フリガナ)	小国グリーンエネルギー合同会社 以下のうち当てはまる項目に☑ <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。			
妥当性確認機関				
妥当性確認機関名	トーマツ審査評価機構			

¹ プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「〇〇県△△事業者による□□ (排出削減技術) を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

プロジェクト情報																									
プロジェクト概要 ²	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】 山形県置賜地域(以下、置賜地区)内の一般家庭、公共施設および事業所でのペレットストーブの利用を普及促進し、化石燃料から木質ペレット燃料へと転換することで CO₂ を削減する。置賜地区内の未利用材を木質ペレット燃料に活用することによって、雇用の創出や森林環境の整備・保全、過疎地域における里山文化の復興へ効果が波及することを見込んでいる。クレジットの使い道は、①ペレット燃料の使用者への還元、②ペレット燃料を作る際の森林の整備・保全への協力、③過疎地域における里山文化の復興のための勉強会等への使用を目的として今後具体的に検討していく。</p> <p>【適格性基準との整合性】 <条件1> 一般家庭等でストーブに利用されている石油、ガス等を木質ペレットにて代替することで使用される化石燃料を削減する。 <条件2> プロジェクトで用いられる木質ペレット燃料は中津川バイオマス(株)(プロジェクト事業者)が製造するものが対象であり、中津川バイオマス(株)が製造している木質ペレット燃料の原料は二種類(中津川財産区管理委員会から借入れた山林、小国町森林組合の未利用間伐材)であるが、双方とも県内で発生した未利用バイオマスである。 <条件3> プロジェクトの対象となる一般家庭や農家に対し、J-VER 制度への参加意思の確認および代替される化石燃料の種類についてアンケートを実施している。</p> <p>【法令遵守状況】 1. 大気汚染防止法: 中津川バイオマスのペレット製造設備に、法に定めるばい煙発生施設に当たる設備はないが、燃烧炉の煤煙定期測定を 1 回/年行っている。 2. 消防法: 製品倉庫設置の届け出(中津川バイオマス(株))を行っている。</p> <p>【採用技術】 (1) 代表的なペレットストーブ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>機器メーカー名</th> <th>型番</th> <th>法定耐用年数</th> <th>タンク容量</th> <th>用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Yamamoto ペチカ</td> <td>(株)山本製作所</td> <td>BPS-901</td> <td>6 年</td> <td>18kg</td> <td>家屋の暖房</td> </tr> <tr> <td>Yamamoto ウッディ</td> <td>(株)山本製作所</td> <td>PS-1301J</td> <td>6 年</td> <td>18kg</td> <td>家屋の暖房</td> </tr> <tr> <td>SS-1</td> <td>(株)さいかい産業</td> <td>—</td> <td>6 年</td> <td>12kg</td> <td>家屋の暖房</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	機器メーカー名	型番	法定耐用年数	タンク容量	用途	Yamamoto ペチカ	(株)山本製作所	BPS-901	6 年	18kg	家屋の暖房	Yamamoto ウッディ	(株)山本製作所	PS-1301J	6 年	18kg	家屋の暖房	SS-1	(株)さいかい産業	—	6 年	12kg	家屋の暖房
機器名称	機器メーカー名	型番	法定耐用年数	タンク容量	用途																				
Yamamoto ペチカ	(株)山本製作所	BPS-901	6 年	18kg	家屋の暖房																				
Yamamoto ウッディ	(株)山本製作所	PS-1301J	6 年	18kg	家屋の暖房																				
SS-1	(株)さいかい産業	—	6 年	12kg	家屋の暖房																				

² プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA/QC 体制等に関することを 2 ページ以内で具体的に記述してください。

(2)ペレット製造設備

	機器名	メーカー名	型番	機器容量	用途
①	ホイル式油圧ショベル	日立建機(株)	ZAXIS170W-3	バケット容量で 0.6 m ³	木材の移動
②	移動式破碎機	日立建機(株)	ZR125HC	20 m ³ /H	木の破碎
③	エノバーカー	エノ産業(株)	N20L	可能径級 8m-50m 可能長級 1.8m-4m	木の皮をむく
④	おが粉製造機	森下機械(株)	521BKK-CO	5 m ³ /H	おが粉の製造
⑤	おが粉用油圧ショベル	日立建機(株)	LX70-7	バケット容量で 1.0 m ³	おが粉の移動
⑥	乾燥機	旭機械(株)	ARD1170	400kg/H	おが粉の乾燥
⑦	ペレタイザー成形機	旭機械(株)	PM□2R	300kg/H	ペレットの成形

【モニタリング方法】

排出削減量 $ER_y = BE_{木,y} - PE_{製,y} - PE_{運,木,化,車,y}$

$BE_{木,y} = BE_{木,灯,y} + BFC_{木,LP,y} + BE_{木,電ス,y} + BFC_{木,電工,y} + BFC_{木,A重,y}$

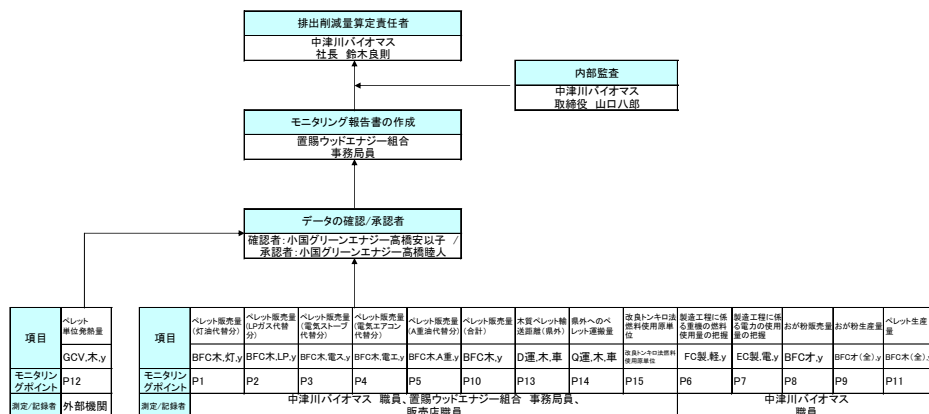
$PE_{製,y} = PE_{製,化,y} + PE_{製,電,y}$

$PE_{運,木,化,車,y} = \sum (D_{運,木,車} \times Q_{運,木,車}) \times \text{改良トンキロ法燃料使用原単位} \div 1000 \times GCV_{運,木,化,車} \times CEF_{運,木,化,車} \times \text{補正係数}$

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

GHG 算定式は方法論 E003 ver.3.1 およびモニタリング方法ガイドライン ver.2.4 に基づいて作成した。

【モニタリング体制】



【QA / QC 体制】

- (1)教育訓練 : 関係者に対し、年1回以上の説明を行う。
- (2)情報の保管 : モニタリングに係る情報を関係各所にて保管する。
- (3)データの確認 : データ測定記録者に加え、承認者によるダブルチェックを行う。

	(4)内部監査：内部監査は年に1度、情報の保管や集計データの確認を行う。 (5)計量機器の校正：計量法の定める方法で検査を受ける。						
プロジェクト実施場所	(プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。) 中津川バイオマス株式会社：山形県西置賜郡飯豊町大字宇津沢 588 小国グリーンエナジー合同会社：山形県西置賜郡小国町杉沢 210 東南電気工事株式会社：山形県米沢市東 2 丁目 4-26 ペレットストーブ利用者：山形県置賜地区全域。						
<方法論 R001・R002・R003 のみ> プロジェクト対象面積	対象外						
プロジェクト期間	2009年11月26日～2013年3月31日（3年 5ヶ月）						
クレジット期間	2009年11月26日～2013年3月31日						
プロジェクト計画開始 届提出日	2010年12月14日						
妥当性確認終了日	2011年8月17日						
想定削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計 ³
	t-CO2		135	154	169	187	645
適用モニタリング方法 ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (削減プロジェクト用) ver. 2.4						
適用方法論	方法論番号	JAEM003 ver. 3.1					
	方法論名称	木質ペレットストーブの使用					
ダブルカウントの防止措置							
ダブルカウントの防止 の措置を講ずる事業 者	(プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要)						印

³ 合計の値から少数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

<p>ダブルカウントの防止措置内容</p>	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="margin-left: 40px;">類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="margin-left: 40px;">理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>
-----------------------	--

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為は無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

ホームページ

ホームページ URL: _____

出版物（環境報告書/定期刊行物）

その他 具体的に: _____

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為は無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: _____

その他

具体的に: _____

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為は無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為は無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為は無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

備考欄

以上